

浜松市長宛て

# 記載

申請年月日 年 月 日

## マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人に係る登録申請書

静岡県移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人の登録を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ	カブシキガイシャ キサイレイ	フリガナ	ハママツ タロウ
法人名	株式会社 記載例	法人の代表者 氏名	浜松 太郎
本社所在地	〒000-0000 浜松市中区元城町000-0	電話 番号	053-000-0000
法人番号	1234567891234 (13ヶタ)		

## 2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

## (1) 国が定める共通要件

官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
みなしだ企業ではないこと（※1）	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
本店所在地が東京圏（※2）のうち条件不利地域（※3）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
雇用保険の適用事業主であること（※4）	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない

## (2) 浜松市が定める要件

浜松就職・転職ナビJOBはま！登録法人であること	<input checked="" type="checkbox"/> 左の要件を満たす	左の要件を満たさない
--------------------------	--	------------

## (3) その他

別紙1「移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約する	誓約しない
雇用保険適用除外事業所の事業主の場合、別紙2「雇用保険に関する誓約事項」に記載された内容について	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約する	誓約しない

管理コード（静岡県使用欄）

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
  - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
  - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- 注) 上記項目の資本金10億円以上の法人が2(1)の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

※4 雇用保険の適用対象となった場合には必ず雇用保険の加入手続きを行うことを誓約した雇用保険の適用除外事業所の事業主を含む。